

海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）

水産庁では、漁港やその周辺の漁業地域において海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設しています。

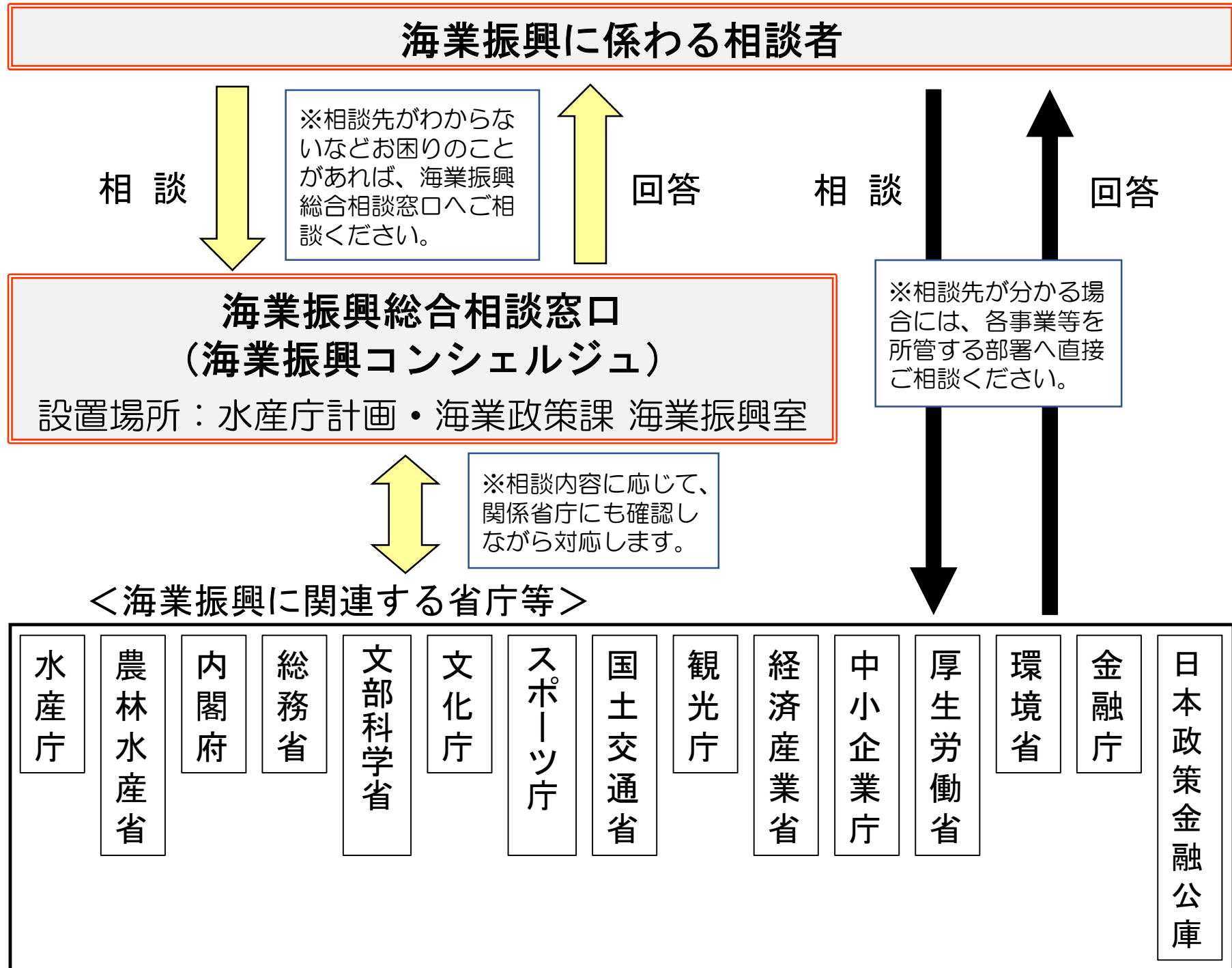
本窓口は、海業振興に取り組む方であれば、誰でもご利用頂けます。

- ① 漁業協同組合、民間事業者の方
（漁業、水産加工、増養殖、観光、外食、海洋レクリエーションなど産業）
- ② 漁港管理者、市町村などの地方公共団体
- ③ 観光協会、商工会議所、NPOなどの地域団体
- ④ 海業振興に携わるコンサルタント など

相談内容についても、以下に示す事項をはじめ、漁港やその周辺の漁業地域における海業振興に係る相談事項であれば、何でもご相談ください。

- ・漁港の利活用制度、計画に関すること。
- ・漁港の利用調整に関すること。
- ・漁港利用のマッチング、サウンディングに関すること。
- ・海業振興に関する各種支援制度（他省庁ものを含む。）に関すること。
- ・海業振興に関する取組事例に関すること。

相談から回答の流れ



ご相談の方法、留意事項

【ご相談の方法】

- ・ 相談は「電話相談」、「メール相談」、「オンライン相談」にて受け付けております。
- ・ 相談窓口電話番号は、03-6744-2407(水産庁計画・海業政策課 海業振興室)です。
- ・ 相談窓口メールアドレス:umigyo-shinkou[アットマーク]maff.go.jp
※ メールの送信は、[アットマーク]を@に置き換えて行ってください。

【メール相談の場合に当たっての留意事項】

- ① 件名は「【海業振興に係る相談】〇〇〇〇〇について」と記載してください。
- ② メールには以下を記載してください。
相談箇所(漁港名、漁業地域名等)
相談内容
回答希望日(メールの場合は、回答までに2週間から1ヶ月程度の期間が必要です)
相談者名(漁港管理者、事業主体等)
連絡先(メールアドレス、電話番号等。相談のやりとりはメールを基本とします。)
- ③ 必要に応じて参考となるファイルを添付してください。
- ④ メール受信後、「海業振興総合相談窓口」の方で内容を確認し、相談受付の旨返信いたします。

【オンライン相談の場合に当たっての留意事項】

オンライン相談に先立って、予約を行って頂く必要があります。まずは、相談窓口メールアドレスへオンライン相談希望のメールを送付して頂き、相談日時の調整を行ってください。